

SDGs ながの高校生書道パフォーマンス運営業務委託 仕様書

1 委託業務名

SDGs ながの高校生書道パフォーマンス運営業務委託

2 業務場所

長野中央通り（雨天時は長野市芸術館）

3 業務概要

高校生書道パフォーマンスにおける会場設営、運営、イベント進行、機材の手配、音響設備の操作、出演者との調整及び広報PRを行う。

4 契約期間

契約の日から令和6年5月31日（金）まで

5 開催日時

令和6年5月5日（日）午前10時から午後4時まで

6 業務内容

本業務の内容は、以下の各号及び別表に示すとおりである。

(1) 会場の設営・装飾・会場管理運営業務

長野市が提示するイベント会場の図面及び備品リストに沿って物品の手配・調達を行う。
なお、開催期間、運営スタッフを置き、市職員の指示の下、保守や安全管理を行う。

(2) 会場の進行管理業務

会場には司会者及び進行スタッフを配置し、イベントの進行をする。また、会場において安全管理対策を十分講ずるほか、事故・苦情等が発生した場合は、迅速かつ適切に対応する。

(3) 出演者との調整及び管理業務

本イベントへの出演者と連絡調整を行い、事前から当日まで（必要に応じ、事後も含む）対応する。なお、出演者の募集は市が行う。

(4) 広報PR業務

本イベントへの誘客のための印刷物、来場者向けの配布物を作成する。また、市が直接手配する広報宣伝活動とも可能な限り連携する。

7 個人情報の保護及び機密保持

(1) 業務に関して知り得た個人情報は、市が保有する個人情報であり、市の許可なく複写、複製又は第三者に提供してはならない。また、業務完了後は、電子データを含む個人情報

のすべてを提出する。

- (2) 市から提供又は貸与のあった資料、データ等は善良なる管理の下、取り扱うこととし、不要となった場合は速やかに返却又は適切に廃棄する。
- (3) 受注者は、本業務で知り得た情報をいかなる場合も他に漏らしてはならない。

8 業務の再委託

- (1) 受注者は、業務の全部を一括して、又は仕様書において指定した主たる部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。
- (2) 前項の「主たる部分」とは、当該業務のうち、6 (1) 及び(2)の業務とする。
- (3) 受注者は、前2項の規定に該当しない業務の一部を第三者に委任し、又は請け負わせようとするときは、あらかじめ、発注者の承諾を得なければならない。ただし、発注者が仕様書において指定した軽微な部分を委任し、又は請け負わせようとするときは、この限りでない。

9 長野市公契約等基本条例に関する事項

- (1) 長野市公契約等基本条例の内容について、労働者等へ周知するとともに、事務所（作業所）等へポスターを掲示すること。
- (2) 業務の一部を下請負者等に履行させるときは、長野市公契約等基本条例の内容について説明し、各々の対等な立場における合意に基づいて適正に契約を締結すること。

10 その他

- (1) 受注者は、本業務に関して、法令順守を徹底する。
- (2) 特に指示のない業務上必要な消耗品等は、業務受託者の負担とする。
- (3) 当該業務委託における業務内容について疑義が生じた場合、市と協議の上対応する。
- (4) 本仕様書に記載のない事項については、その都度、双方で協議して決定する。

11 求める実績

過去において、国、地方自治体等各種公益団体が行うイベントの企画・運営の実績があること（ステージイベントの企画・運営実績があることが望ましい）